

# 情報提供

那医発第 457 号  
令和4年 11月 14日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利博朗  
理 事 宮城政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 25 条に基づく健康診断並びに生物由来原料基準第 2 の 1 (1) 及び 2 (1) に規定する問診等について」の一部改正について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

.....記.....

沖医発第 1 2 1 3 号  
令和 4 年 1 1 月 9 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
理事 砂川博



「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 2 5 条に基づく健康診断並びに生物由来原料基準第 2 の 1 (1) 及び 2 (1) に規定する問診等について」の一部改正について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

本件は、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 2 5 条に基づく健康診断並びに生物由来原料基準第 2 の 1 (1) 及び 2 (1) に規定する問診等について」の一部改正についての通知となっております。

具体的には、組換えタンパク質ワクチン(ヒトパピローマウイルス、新型コロナウイルス等。ただし B 型肝炎を除く。)接種後 2 4 時間経過の旨が追記されたこと及び健康診断通知の件名が「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 2 5 条に基づく健康診断並びに採血が健康上有害であると認められる者の基準並びに生物由来原料基準第 2 の 1 (1) 及び 2 (1) に規定する問診等について」に改正されたことが示されております。

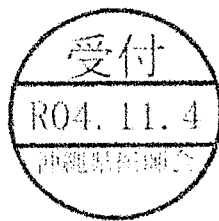
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 2 5 条に基づく健康診断並びに生物由来原料基準第 2 の 1 (1) 及び 2 (1) に規定する問診等について」の一部改正について (令和 4 年 1 1 月 2 日(日医発第 1 5 3 8 号)(技術))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課 : 赤嶺  
TEL : 098-888-0087  
FAX : 098-888-0089  
g2@okinawa.med.or.jp



4

日医発第 1538 号 (技術)

令和 4 年 1 月 2 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

宮川 政 昭

(公印省略)

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 25 条に基づく健康診断並びに生物由来原料基準第 2 の 1 (1) 及び 2 (1) に規定する問診等について」の一部改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局長より日本赤十字社血液事業本部長及び各都道府県知事宛に標記の通知が発出されるとともに、同局血液対策課より、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、新型コロナウイルス感染症に関する知見が集積されてきたこと及び組換えタンパク質ワクチン等が新型コロナウイルスに対するワクチンとして承認され、予防接種が開始されたこと等を踏まえ、標記文書に規定された献血に係る問診等の方法が示されている健康診断通知の一部が改正されたこと等について、周知を依頼するものです。

具体的には、「健康診断及び問診等の方法について」における「ワクチン等の接種状況」において、組換えタンパク質ワクチン(ヒトパピローマウイルス、新型コロナウイルス等。ただし、B型肝炎を除く。)接種後 24 時間経過の旨が追記されたこと及び健康診断通知の件名が「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 25 条に基づく健康診断並びに採血が健康上有害であると認められる者の基準並びに生物由来原料基準第 2 の 1 (1) 及び 2 (1) に規定する問診等について」に改正されたことが示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

事務連絡  
令和4年11月1日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第25条に基づく健康診断並びに生物由来原料基準第2の1（1）及び2（1）に規定する問診等について」の一部改正について

平素より厚生労働行政にご尽力いただきありがとうございます。

今般、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第25条に基づく健康診断並びに生物由来原料基準第2の1（1）及び2（1）に規定する問診等について」の一部改正について、別添1のとおり日本赤十字社血液事業本部長宛て、別添2のとおり各都道府県知事宛て通知したところですので、貴下団体会員等に周知方よろしくお取り計らい願います。



薬生発 1031 第 3 号  
令和 4 年 10 月 31 日

日本赤十字社血液事業本部長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 25 条に基づく健康診断並びに生物由来原料基準第 2 の 1 ( 1 ) 及び 2 ( 1 ) に規定する問診等について」の一部改正について

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号。以下「血液法」という。）第 25 条第 1 項及び安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和 31 年厚生省令第 22 号。以下「規則」という。）第 14 条第 1 項に基づく健康診断の方法並びに血液法第 25 条第 2 項及び規則第 14 条第 2 項に規定する採血が健康上有害であると認められる者の基準並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 42 条第 1 項及び第 2 項に基づく「生物由来原料基準」（平成 15 年厚生労働省告示第 210 号。以下「告示」という。）第 2 の 1 ( 1 ) 及び 2 ( 1 ) に規定する問診等の方法については、献血者等の安全対策及び血液製剤の安全性の向上を目的に、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 25 条に基づく健康診断並びに生物由来原料基準第 2 の 1 ( 1 ) 及び 2 ( 1 ) に規定する問診等について」（令和 2 年 8 月 27 日付け薬生発 0827 第 8 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「健康診断通知」という。）において示してきたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症に関する知見が集積されてきたこと、組換えタンパク質ワクチン等が新型コロナウイルスに対するワクチンとして承認され、予防接種が開始されたこと等を踏まえ、健康診断通知の一部を改正し、別紙のとおりとしたので、貴職におかれては、下記に留意の上、貴管下採血所に対し、周知徹底をお願いします。

## 記

### 1 趣旨

献血者等の安全対策及び血液製剤の安全性の向上の観点から、血液法第 25 条第 1 項及び規則第 14 条第 1 項に基づく健康診断の方法並びに血液法第 25 条第 2 項及び規則第 14 条第 2 項に規定する採血が健康上有害であると認められる者の基準並びに告示第 2 の 1 (1) 及び 2 (1) に規定する問診等の方法について、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 25 条に基づく健康診断並びに生物由来原料基準第 2 の 1 (1) 及び 2 (1) に規定する問診等について」において示してきた。今般、新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) に関し、新たな種類のワクチンが承認されたこと、予防接種が開始されたこと等から、当該問診等について所要の改正を行うものである。

なお、今後、ワクチンの性状やワクチン接種後の長期的な状況等について新たな知見を踏まえ、変更する可能性があることに留意いただきたい。

### 2 主な改正内容

- (1) 「第 1 健康診断及び問診等の方法について 1 問診 (2) 血液製剤の安全性の向上の観点から実施する問診 エ ワクチン等の接種状況」において、二に「組換えタンパク質ワクチン (ヒトパピローマウイルス、新型コロナウイルス等。ただし、B 型肝炎を除く。) 接種後 24 時間を経過していること」を追記し、二から七までを 1 つ繰り下げる。
- (2) 健康診断通知の件名を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 25 条に基づく健康診断並びに採血が健康上有害であると認められる者の基準並びに生物由来原料基準第 2 の 1 (1) 及び 2 (1) に規定する問診等について」に改正する。

### 3 適用期日

本通知は、令和 4 年 11 月 2 日から適用する。

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 25 条に基づく健康診断並びに採血が健康上有害であると認められる者の基準並びに生物由来原料基準第 2 の 1 (1) 及び 2 (1) に規定する問診等について

第 1 健康診断及び問診等の方法について

血液法第 25 条第 1 項及び規則第 14 条第 1 項に基づく健康診断並びに告示第 2 の 1 (1) 及び 2 (1) に規定する問診等は、以下の方法によること。

1 問診

(1) 献血者等の保護の観点から実施する問診

ア 年齢及び性別

イ 献血間隔

過去 52 週間以内に行われた全ての種類の献血の内容を確認すること。

ウ 妊娠・授乳に関すること

① 現在妊娠中又は授乳中でないか確認すること。

② 過去 6 月以内に出産、流産がないか確認すること。

エ 病歴

採血により悪化するおそれがある循環器病（心血管疾患、脳卒中）、血液疾患、てんかん、無呼吸その他の疾患の病歴がないか確認すること。

オ 献血当日の体調と過去の採血時の体調変化等

① 献血当日の体調

献血当日の体調及び女性の場合は必要に応じて月経困難症の有無を確認すること。

② 喫食状況

喫食内容・直近の食事時間等を確認すること。

③ 睡眠状況

直近の睡眠時間等を確認すること。

④ 過去の採血時の体調変化等

過去の採血時における体調変化等の有無や副作用の既往を確認すること。

(2) 血液製剤の安全性の向上の観点から実施する問診

ア 感染症の既往

① 献血希望者の感染状況

献血希望者が献血時点及び過去に感染した感染症の既往を確認し、以下の全てを満たすことを確認すること。

一 インフルエンザの既往がある場合は治癒後 3 日が経過していること

二 はしか（麻疹）、風疹、おたふくかぜ、帯状疱疹、水疱瘡の既往がある場合は治癒後 3 週が経過していること

三 デング熱、ジカ熱、細菌性下痢疾患の既往がある場合は治癒後1月が経過していること

四 B型肝炎、チクングニア熱、伝染性単核球症、ウエストナイル熱、りんご病（伝染性紅斑）、A型肝炎、E型肝炎、エルシニア感染症及び性器クラミジア感染症、淋菌感染症、性器ヘルペス、尖圭コンジローマ等の梅毒以外の性感染症の既往がある場合は治癒後6月が経過していること

ただしB型肝炎は完治しキャリアでないこと

五 結核の既往がある場合は治癒後2年が経過していること

六 梅毒、C型肝炎、マラリア、バベシア症、シャーガス病、リーシュマニア症、アフリカトリパノソーマ症、HIV、HTLV-1の既往がないこと

七 新興・再興感染症発生時には、リスク評価に基づいた感染症ごとに示す方針に従うこと

② 献血希望者の周囲の者の感染状況

献血希望者の周囲の者の献血時点での感染状況を確認し、A型肝炎、E型肝炎、りんご病（伝染性紅斑）に感染していないことを確認すること。

イ 感染症以外の病歴等

① 感染症以外の病歴

献血時点及び過去の既往を確認し、以下の全てを満たすことを確認すること。

一 肝臓病、腎臓病、外傷の既往がある場合は、治癒していること（胆石や体質による黄疸、起立性蛋白尿、特発性腎出血や遊走腎等を除く。）

二 糖尿病、ぜんそく、アレルギー疾患の既往がある場合は、病態が安定に保たれていること

三 がん（悪性腫瘍（造血器腫瘍を除く。））の既往がある場合は治癒後5年が経過していること

四 開胸・開腹・開頭を要する大きな侵襲を伴う手術を受けた場合は、治療後6月が経過していること

五 がん（造血器腫瘍に限る。）、クロイツフェルト・ヤコブ病の既往がないこと

六 輸血、移植医療及び再生医療等製品、同種由来の特定細胞加工物の投与を受けていないこと

② 献血希望者の血縁者の病歴

献血希望者の血縁者にクロイツフェルト・ヤコブ病に罹患した者がいないこと。

ウ 服薬状況

血液の性状に影響しうる薬剤について、献血時点及び過去の服薬状況を確認し、以下の全てを満たすことを確認すること。

一 原疾患により採血しない対象薬物を服用していないこと

二 服薬中止後の献血延期期間が定められている薬剤を服用した場合は服

薬中止後の献血延期期間を経過していること

エ ワクチン等の接種状況

ワクチン等の接種状況を確認し、以下の全てを満たすことを確認すること。

- 一 不活化ワクチン（インフルエンザ、日本脳炎、コレラ、肺炎球菌、百日咳、A型肝炎、狂犬病等）接種後 24 時間を経過していること
- 二 組換えタンパク質ワクチン（ヒトパピローマウイルス、新型コロナウイルス等。ただし、B型肝炎を除く。）接種後 24 時間を経過していること
- 三 RNAワクチン（新型コロナウイルス等）接種後 48 時間を経過していること
- 四 B型肝炎ワクチン接種後 2 週間を経過していること
- 五 弱毒生ワクチン（黄熱、麻疹、ポリオ、おたふくかぜ、風疹、水痘、BCG等）接種後 4 週間を経過していること
- 六 ウイルスベクターワクチン（新型コロナウイルス等）接種後 6 週間を経過していること
- 七 抗血清（破傷風、蛇毒、ジフテリア等）接種後 3 月を経過していること
- 八 咬傷後の狂犬病ワクチン接種後 1 年を経過していること

オ 海外渡航・滞在

① 検疫期間

海外渡航から帰国後 4 週間を経過していること。

② 海外地域別の滞在期間

血液を介して伝搬しうる感染症発症リスクに基づく海外地域、通算滞在歴、滞在期間別の採血制限に該当していないこと。

カ その他の感染リスク

① 歯科治療

過去 3 日以内に出血を伴う歯科治療を受けていないこと。

② ピアス処置

過去 6 月以内に感染防止が不十分なピアス処置を受けていないこと。

③ 刺青処置

過去 6 月以内に刺青処置を受けていないこと。

④ 使用済み注射針等の使用

過去 6 月以内に使用済み注射針等による傷処置を受けていないこと。

⑤ 性的接触

過去 6 月以内に不特定または新たなパートナー、または血液にリスクを及ぼすウイルス持続保持者との性的接触がないこと。

2 体温測定

3 体重測定

4 血圧測定



## 5 血色素検査

## 6 血小板数検査

血小板成分採血の希望者に対しては、血小板数検査を実施すること。

## 7 その他必要な診察

### (1) 脈拍

(2) 視診、触診、聴診、打診等、必要に応じて医師の判断の下で実施すること。

## 第2 採血が健康上有害であると認められる者の基準

1 血液法第25条第2項の規定により、採血が健康上有害であると認められる者は、規則別表第二の採血の種類欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の基準欄に掲げる各号の一に該当する者であること（規則第14条第2項）。

### 2 有熱者その他健康状態が不良であると認められる者

別表第2の「200ml全血採血」の基準11、「400ml全血採血」の基準11、「血漿成分献血」の基準11及び「血小板成分献血」の基準14に規定する「有熱者その他健康状態が不良であると認められる者」の内容は以下のとおりであること。

#### (1) 有熱者

37.5℃以上の発熱をしている者であること。

#### (2) その他健康状態が不良であると認められる者

##### ア 血圧

最高血圧が90 mmHg未満180 mmHg以上、最低血圧が50 mmHg未満110 mmHg以上である者

##### イ 脈拍

安静を保った状態での脈拍が40回/分未満100回/分より上である者

##### ウ その他

血液法第25条第1項及び規則第14条第1項に基づく健康診断の結果、採血が適当でないと判定された者

## 第3 採血の適否の判定

医師は、血液法第25条第2項に規定する採血が健康上有害であると認められる者に該当せず、かつ、上記第1の1(2)に掲げる事項を全て満たす者について、問診その他診察の内容を総合的に勘案し、献血希望者からの採血の適否を判定すること。

## 第4 その他

本通知は、令和4年11月2日から適用する。



別添2

薬生発 1031 第 4 号  
令和 4 年 10 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 25 条に基づく健康診断並びに生物由来原料基準第 2 の 1 ( 1 ) 及び 2 ( 1 ) に規定する問診等について」の一部改正について

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号。以下「血液法」という。）第 25 条第 1 項及び安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和 31 年厚生省令第 22 号。以下「規則」という。）第 14 条第 1 項に基づく健康診断の方法並びに血液法第 25 条第 2 項及び規則第 14 条第 2 項に規定する採血が健康上有害であると認められる者の基準並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 42 条第 1 項及び第 2 項に基づく「生物由来原料基準」（平成 15 年厚生労働省告示第 210 号。以下「告示」という。）第 2 の 1 ( 1 ) 及び 2 ( 1 ) に規定する問診等の方法については、献血者等の安全対策及び血液製剤の安全性の向上を目的に、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 25 条に基づく健康診断並びに生物由来原料基準第 2 の 1 ( 1 ) 及び 2 ( 1 ) に規定する問診等について」（令和 2 年 8 月 27 日付け薬生発 0827 第 7 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「健康診断通知」という。）において示してきたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症に関する知見が集積されてきたこと、組換えタンパク質ワクチン等が新型コロナウイルスに対するワクチンとして承認され、予防接種が開始されたこと等を踏まえ、健康診断通知の一部を改正し、別紙のとおりとしたので、貴職におかれては、下記に留意の上、貴管内日本赤十字血液センターに対し、周知徹底をお願いします。

## 記

### 1 趣旨

献血者等の安全対策及び血液製剤の安全性の向上の観点から、血液法第 25 条第 1 項及び規則第 14 条第 1 項に基づく健康診断の方法並びに血液法第 25 条第 2 項及び規則第 14 条第 2 項に規定する採血が健康上有害であると認められる者の基準並びに告示第 2 の 1 (1) 及び 2 (1) に規定する問診等の方法について、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 25 条に基づく健康診断並びに生物由来原料基準第 2 の 1 (1) 及び 2 (1) に規定する問診等について」において示してきた。今般、新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) に関し、新たな種類のワクチンが承認されたこと、予防接種が開始されたこと等から、当該問診等について所要の改正を行うものである。

なお、今後、ワクチンの性状やワクチン接種後の長期的な状況等について新たな知見を踏まえ、変更する可能性があることに留意いただきたい。

### 2 主な改正内容

- (1) 「第 1 健康診断及び問診等の方法について 1 問診 (2) 血液製剤の安全性の向上の観点から実施する問診 エ ワクチン等の接種状況」において、二に「組換えタンパク質ワクチン (ヒトパピローマウイルス、新型コロナウイルス等。ただし、B 型肝炎を除く。) 接種後 24 時間を経過していること」を追記し、二から七までを 1 つ繰り下げる。
- (2) 健康診断通知の件名を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 25 条に基づく健康診断並びに採血が健康上有害であると認められる者の基準並びに生物由来原料基準第 2 の 1 (1) 及び 2 (1) に規定する問診等について」に改正する。

### 3 適用期日

本通知は、令和 4 年 11 月 2 日から適用する。

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第25条に基づく健康診断並びに採血が健康上有害であると認められる者の基準並びに生物由来原料基準第2の1(1)及び2(1)に規定する問診等について

第1 健康診断及び問診等の方法について

血液法第25条第1項及び規則第14条第1項に基づく健康診断並びに告示第2の

1(1)及び2(1)に規定する問診等は、以下の方法によること。

1 問診

(1) 献血者等の保護の観点から実施する問診

ア 年齢及び性別

イ 献血間隔

過去52週間以内に行われた全ての種類の献血の内容を確認すること。

ウ 妊娠・授乳に関すること

① 現在妊娠中又は授乳中でないか確認すること。

② 過去6月以内に出産、流産がないか確認すること。

エ 病歴

採血により悪化するおそれがある循環器病(心血管疾患、脳卒中)、血液疾患、てんかん、無呼吸その他の疾患の病歴がないか確認すること。

オ 献血当日の体調と過去の採血時の体調変化等

① 献血当日の体調

献血当日の体調及び女性の場合は必要に応じて月経困難症の有無を確認すること。

② 喫食状況

喫食内容・直近の食事時間等を確認すること。

③ 睡眠状況

直近の睡眠時間等を確認すること。

④ 過去の採血時の体調変化等

過去の採血時における体調変化等の有無や副作用の既往を確認すること。

(2) 血液製剤の安全性の向上の観点から実施する問診

ア 感染症の既往

① 献血希望者の感染状況

献血希望者が献血時点及び過去に感染した感染症の既往を確認し、以下の全てを満たすことを確認すること。

一 インフルエンザの既往がある場合は治癒後3日が経過していること

二 はしか(麻疹)、風疹、おたふくかぜ、带状疱疹、水疱瘡の既往がある場合は治癒後3週が経過していること

三 デング熱、ジカ熱、細菌性下痢疾患の既往がある場合は治癒後1月が経過していること

四 B型肝炎、チクングニア熱、伝染性単核球症、ウエストナイル熱、りんご病（伝染性紅斑）、A型肝炎、E型肝炎、エルシニア感染症及び性器クラミジア感染症、淋菌感染症、性器ヘルペス、尖圭コンジローマ等の梅毒以外の性感染症の既往がある場合は治癒後6月が経過していること

ただしB型肝炎は完治しキャリアでないこと

五 結核の既往がある場合は治癒後2年が経過していること

六 梅毒、C型肝炎、マラリア、バベシア症、シャーガス病、リーシュマニア症、アフリカトリパノソーマ症、HIV、HTLV-1の既往がないこと

七 新興・再興感染症発生時には、リスク評価に基づいた感染症ごとに示す方針に従うこと

② 献血希望者の周囲の者の感染状況

献血希望者の周囲の者の献血時点での感染状況を確認し、A型肝炎、E型肝炎、りんご病（伝染性紅斑）に感染していないことを確認すること。

イ 感染症以外の病歴等

① 感染症以外の病歴

献血時点及び過去の既往を確認し、以下の全てを満たすことを確認すること。

一 肝臓病、腎臓病、外傷の既往がある場合は、治癒していること（胆石や体質による黄疸、起立性蛋白尿、特発性腎出血や遊走腎等を除く。）

二 糖尿病、ぜんそく、アレルギー疾患の既往がある場合は、病態が安定に保たれていること

三 がん（悪性腫瘍（造血器腫瘍を除く。））の既往がある場合は治癒後5年が経過していること

四 開胸・開腹・開頭を要する大きな侵襲を伴う手術を受けた場合は、治療後6月が経過していること

五 がん（造血器腫瘍に限る。）、クロイツフェルト・ヤコブ病の既往がないこと

六 輸血、移植医療及び再生医療等製品、同種由来の特定細胞加工物の投与を受けていないこと

② 献血希望者の血縁者の病歴

献血希望者の血縁者にクロイツフェルト・ヤコブ病に罹患した者がいないこと。

ウ 服薬状況

血液の性状に影響しうる薬剤について、献血時点及び過去の服薬状況を確認し、以下の全てを満たすことを確認すること。

一 原疾患により採血しない対象薬物を服用していないこと

二 服薬中止後の献血延期期間が定められている薬剤を服用した場合は服

薬中止後の献血延期期間を経過していること

エ ワクチン等の接種状況

ワクチン等の接種状況を確認し、以下の全てを満たすことを確認すること。

- 一 不活化ワクチン（インフルエンザ、日本脳炎、コレラ、肺炎球菌、百日咳、A型肝炎、狂犬病等）接種後 24 時間を経過していること
- 二 組換えタンパク質ワクチン（ヒトパピローマウイルス、新型コロナウイルス等。ただし、B型肝炎を除く。）接種後 24 時間を経過していること
- 三 RNAワクチン（新型コロナウイルス等）接種後 48 時間を経過していること
- 四 B型肝炎ワクチン接種後 2 週間を経過していること
- 五 弱毒生ワクチン（黄熱、麻疹、ポリオ、おたふくかぜ、風疹、水痘、BCG等）接種後 4 週間を経過していること
- 六 ウイルスベクターワクチン（新型コロナウイルス等）接種後 6 週間を経過していること
- 七 抗血清（破傷風、蛇毒、ジフテリア等）接種後 3 月を経過していること
- 八 咬傷後の狂犬病ワクチン接種後 1 年を経過していること

オ 海外渡航・滞在

① 検疫期間

海外渡航から帰国後 4 週間を経過していること。

② 海外地域別の滞在期間

血液を介して伝搬しうる感染症発症リスクに基づく海外地域、通算滞在歴、滞在期間別の採血制限に該当していないこと。

カ その他の感染リスク

① 歯科治療

過去 3 日以内に出血を伴う歯科治療を受けていないこと。

② ピアス処置

過去 6 月以内に感染防止が不十分なピアス処置を受けていないこと。

③ 刺青処置

過去 6 月以内に刺青処置を受けていないこと。

④ 使用済み注射針等の使用

過去 6 月以内に使用済み注射針等による傷処置を受けていないこと。

⑤ 性的接触

過去 6 月以内に不特定または新たなパートナー、または血液にリスクを及ぼすウイルス持続保持者との性的接触がないこと。

2 体温測定

3 体重測定

4 血圧測定

## 5 血色素検査

## 6 血小板数検査

血小板成分採血の希望者に対しては、血小板数検査を実施すること。

## 7 その他必要な診察

### (1) 脈拍

(2) 視診、触診、聴診、打診等、必要に応じて医師の判断の下で実施すること。

## 第2 採血が健康上有害であると認められる者の基準

1 血液法第 25 条第 2 項の規定により、採血が健康上有害であると認められる者は、規則別表第二の採血の種類欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の基準の欄に掲げる各号の一に該当する者であること（規則第 14 条第 2 項）。

## 2 有熱者その他健康状態が不良であると認められる者

別表第 2 の「200ml 全血採血」の基準 11、「400ml 全血採血」の基準 11、「血漿成分献血」の基準 11 及び「血小板成分献血」の基準 14 に規定する「有熱者その他健康状態が不良であると認められる者」の内容は以下のとおりであること。

### (1) 有熱者

37.5℃以上の発熱をしている者であること。

### (2) その他健康状態が不良であると認められる者

#### ア 血圧

最高血圧が 90 mmHg 未満 180 mmHg 以上、最低血圧が 50 mmHg 未満 110 mmHg 以上である者

#### イ 脈拍

安静を保った状態での脈拍が 40 回/分未満 100 回/分より上である者

#### ウ その他

血液法第 25 条第 1 項及び規則第 14 条第 1 項に基づく健康診断の結果、採血が適当でないと判定された者

## 第3 採血の適否の判定

医師は、血液法第 25 条第 2 項に規定する採血が健康上有害であると認められる者に該当せず、かつ、上記第 1 の 1 (2) に掲げる事項を全て満たす者について、問診その他診察の内容を総合的に勘案し、献血希望者からの採血の適否を判定すること。

## 第4 その他

本通知は、令和 4 年 11 月 2 日から適用する。